

【民法】

問題1 以下の事実を読んで、各設問について、判例に従って答えなさい。

〔事実〕

Aは、東京でサラリーマンをしていたが、妻を亡くしたのを機に、陶芸家として人生をやり直したいと決意し、実家を継いだ兄のBに相談したところ、Bが所有し空き地となっている甲土地を無償で借りることになった。1999年1月7日、Aは、甲土地に小屋を建て（乙建物）、そこで陶芸家として生活を始めた。以来、Aは、乙建物で生活を営んでいたが、2009年3月3日、死亡した。Aには一人息子のCがおり、CがAを相続した。

Cは、若い頃イタリアに留学し、そのままイタリアでバイオリン作家として活躍していたが、イタリア人妻との離婚を機にイタリア生活に限界を感じ、2009年8月8日、帰国し、甲土地上の乙建物を取り壊して、新たに自宅兼バイオリン工房（丙建物）を建てて生活を始めた。丙建物には、県道から目立つようバイオリン工房の大きな看板が取り付けられた。Cは、乙建物がAの建てたものであることは知っていたが、甲土地がBの所有であることは知らず、Cの祖父（Aの父）からAが相続したものと信じていた。Bは、甲土地の権利関係についてのCの誤解を解くべきか否かについて迷っていたが、決断できないまま、2017年3月に死亡し、息子のDがBを相続した。

2018年4月、Dは、A・C親子が無償で甲土地を使用しており、固定資産税すらB・D親子が負担してきたことに納得がいかず、Cに対し、甲土地はBの遺産でありDが相続したとして、Cが丙建物で生活を続けたいのなら甲土地を買い取るよう申し向けた。Cがこれを激しく拒絶したので、Dは、2019年6月6日、甲土地をEに売却し、相続登記を経て、Eに移転登記を経由した。

〔設問〕

- 小問1 2019年10月、甲土地所有権に基づく返還請求権として、Cに対し、丙建物収去・甲土地明渡を求めたEに対し、Cは甲土地の時効取得を主張したい。その際、何年何月何日を起算点とし、短期・長期のいずれの取得時効を主張すべきか。理由を付して述べなさい。その際、下線の事実にも留意すること。
- 小問2 小問1の取得時効の主張に際し、Cは、自分が甲土地を占有する以上、民法186条1項により、「所有の意思」は推定されると主張するが、この主張は認められるか。

問題 2 以下の事実を読んで、各設問について、判例に従って答えなさい。

[事実]

AとBは夫婦であるが、レジャーに使用するために、Cから中古ヨットを購入し、代金500万円のうち200万円を支払って、あとは分割払いにすることとした。しかし、ABはその後、別居状態になり、現在では、ヨットは港に係留されたまま使用されていない。Aは、自宅を出てアパート暮らしをしているようであるが、BもCもその所在を知らない。

[設問]

小問 1 残代金の最終支払期限が到来しても、支払いがないため、Cは、残代金300万円について、BがAの妻である以上BにもAと同等の責任があると主張して、Bに全額支払請求することにした。①ヨットの売買契約がA名義で締結されていた場合と、②AB共同の資産とするためにABの共同名義で締結されていた場合に分けて、Cの請求の可否につき論じなさい。

小問 2 上記小問1の②のようにして契約が締結されていたが、契約締結後にCが死亡し、息子であるDとEが相続した。Cの遺言書はなかった。①そこでDは、Bに対して残代金300万円を請求することにした。Dの請求は認められるか。②また、その後に、DとEの遺産分割協議により、Cが生前していた事業や遺産はすべてEが相続することに合意した。Dが遺産分割前にBから受領していた代金があった場合、Eは、Dに対してその返還を請求することができるか。

問題 3 以下の事実を読んで、各小問について、判例に従って答えなさい。

〔事実〕

AはBから商品を購入し、300万円の代金支払債務を負ったとして、これを支払うために、自己の取引銀行であるC銀行に対して、Aの預金から300万円をBの取引銀行であるD銀行のBの預金口座に振り込むよう依頼した。そこで、C銀行は、D銀行にAの依頼通りにするよう依頼し、これを受けたD銀行がBの預金口座に300万円の入金記帳をした。ところが、その後、AB間には代金支払債務はなく、Bが資金繰りに困ったことから、Aへの売り上げがあるとの書類を偽造したものであったことが判明した。Bは現在行方不明である。

〔設問〕

小問 1 Aは直ちにC銀行とD銀行に連絡して、Bに払戻しをしないよう要請したが、その直後にBがD銀行に現れて、300万円の払戻しを請求した。D銀行はこの請求を拒絶できるか。

小問 2 小問1と異なり、Aは直ちにC銀行とD銀行に連絡したが、それ以前に、すでにBがD銀行の預金口座から300万円を引き出し、それをEに対する債務の返済としてEに支払っていた。Eは、Bに対して泥棒でも何でもして金銭を工面しろと言っていた手前、Bが急に金銭を持参したことでその入手方法に疑問を抱いたものの、とくに問いただすこともなく300万円をそのまま受け取っていた。Aは、Eに対して300万円の不当利得返還を請求する。この請求は認められるか。